

全教委連第183号
平成29年10月13日

中央教育審議会
教育振興基本計画部会
部会長 北山 禎介 様

全国都道府県教育委員会連合会
全国都道府県教育長協議会総合部会主査
愛知県教育委員会教育長 平松 直巳

全国都道府県教育委員協議会会長
東京都教育委員会教育委員 遠藤 勝裕

「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」に対する意見について

今回、中央教育審議会において、「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」がまとめられたが、地方の教育行政に携わる者として、ご留意いただきたい事項などを下記のとおり申し述べたい。

記

1 「第1部 我が国における今後の教育施策の方向性」について

IV. 今後の教育政策に関する基本的な方針

- ・ 客観的な根拠に基づくPDCAサイクルの確立を進めていくにあたっては、短期的視点での結果追及のみにならないように留意することを踏まえ、根拠となるデータを継続的に把握していく方向性を記述すべきである。

2 「第2部 今後の5年間の教育政策の目標と施策群（案）について」

1. 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

目標（1）確かな学力の育成

○ 幼児期における教育の質の向上

- ・ 就学前の幼児教育の重要性に鑑み、幼児教育を推進する体制を構築するため、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材の確保が必要不可欠であり、そのための方策も含めて記述すべきである。

目標（2）豊かな心の育成

- ・ 序文において、性同一性障害や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に

ついて配慮する必要があるので、「男女の平等を重んじる態度」の次に、多様な性の在り方を認める態度について追記すべきである。

- ・ 測定指標候補「いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善」については、いじめが解消したという報告を安易に行うことにつながりかねず、正確な実態の把握を阻害する恐れがあるため、指標として採用することは慎重に検討するべきである。

○ 子供たちの自己肯定感の育成

- ・ 自己肯定感の育成に当たっては、人の役に立ったり、人に喜んでもらえたりした経験から生まれる、他者との関わりを前提とした「自己有用感」を高める方策についても記述すべきである。

○ 道徳教育の推進

- ・ 高等学校における道徳教育については、教科としては実施されず、学校の教育活動全体を通じて推進されることが明確となるように記述すべきである。

○ いじめ等への対応の徹底、人権教育の推進

- ・ 平成29年3月14日に改定された「いじめの防止等のための基本的な方針」の記述を反映し、「発達障害を含む、障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒、性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒など、学校として特に配慮が必要な児童生徒」に対するいじめへの対応の推進についても記述すべきである。

目標（3）健やかな体の育成

○ 学校保健・学校給食、食育の充実等

- ・ 保健教育については、性に関する指導や薬物乱用防止、自殺予防、がんの教育など新たな健康課題の解決を図る教育についても記述すべきである。

○ 学校や地域における子供のスポーツの機会の充実

- ・ 学校における働き方改革の視点も含めた地域でのスポーツ人材の活用方策について記述するべきである。その際、総合型地域スポーツクラブ等の活性化や地域のスポーツ人材の発掘・育成などスポーツに携わる人材を拡大する方向性とその方策も含め記述するべきである。

目標（5）社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

○ 各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進

- ・ 地方創生の視点も含めた、地域の将来を担う人材の育成にかかる方策についても記述するべきである。

○ 関係省庁が連携した社会への接続支援

- ・ 地方創生の観点から、学生の就職が都市部に一極集中することのないよう、地元への就職を支援する方策についても記述するべきである。

目標（6）家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進

- ・ 測定指標候補として、家庭や地域との連携・協働の観点から、「保護者や地域住民の参画意識や、協働に関する意識」を測る指標の追加を検討していただきたい。

○ 家庭の教育力の向上

- ・ 「地域における子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築」とあるが、「子育て支援」と「家庭教育支援」の定義や内容を明確にすることにより、具体的な連携の推進が図られるので、「子育て支援」と「家庭教育支援」の違いを明確にしていきたい。

2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

目標（7）グローバルに活躍する人材の育成

○ 英語をはじめとした外国語教育の強化

- ・ 大学入学者選抜において、4技能を適切に評価するため、民間事業者等により実施されている資格・検定試験の活用を促進するにあたっては、学習指導要領との整合性が図られ、地方・過疎地等受検生の居住地域や家庭の経済的状況、障害の有無、受検生が選択する資格・検定試験により不利益が生じないような一層公平な制度設計が必要であることを記述すべきである。

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える。

目標（11）人々の暮らしの向上と社会の持続的な発展のための学びの推進

- ・ 社会教育は、個人の自立に向けた学習のニーズや絆づくり・地域づくりに向けた体制づくりのニーズに対応する上で、中心的な役割を担っていくことが期待されるが、その重要性について、あらためて明確に記述すべきである。
- ・ 生涯学習社会の構築に向けた社会教育施設の役割を明確に記述すべきである。また、厳しい財政状況の下でも、国の責務として、社会の要請に応じた学習機会の提供について、必要な措置を講ずることを明確に記述すべきである。

4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する。

目標（14）家庭の経済状況や地理的条件への対応

- ・ 少子化・人口減少社会を踏まえ、地域の実情に応じた統合による魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実を図るため、加配定数の措置やICTを活用した教育の質の維持向上などの国の積極的な支援についても記述すべきである。

目標（15）多様なニーズを持つ者への教育機会の提供

○ 特別支援教育の推進

- ・ 特別支援教育については、その重要性を踏まえると、目標（15）の施策の一つとしての位置付けだけでは十分ではない。障害者の生涯学習は、就学

前から特別支援教育、学校卒業後を含めた、一生を通じたものであることも踏まえ、目標（13）障害者の生涯学習の推進の施策群にも位置付けた上で、目標（15）多様なニーズを持つ者への教育機会の提供に再掲することを検討していただきたい。

- ・ 専門的な知識・技能を有する教員の養成や、幼稚園、小中学校、高等学校における全ての教員の専門性を向上させるための研修並びに支援・指導方法についての研究など、適切な教育的支援及び支援体制の整備に必要な措置を充実することについて記述すべきである。
- ・ 知事部局、教育委員会、市町村などの関係機関が連携し、就学前における早期発見や適切な療育が可能となるような体制の整備と必要な措置について記述すべきである。
- ・ 障害のある子供の自立に向けた職業教育、進路指導の充実や職場開拓の推進に係る方策を記述すべきである。
- ・ インクルーシブ教育システムの推進に向けて、教員、専門職、外部機関、保護者が連携・協力して、チームとして子供を支援する体制を構築するため、その中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを専任化する方向性について記述すべきである。
- ・ 特別支援教育の推進に当たっては、教育内容・方法の改善充実だけでは不十分であり、特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター、看護師等の人的配置や、知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するための学校施設の新築・増築等の施設整備の改善充実を図ることも、あわせて記述すべきである。

○ 地域における外国人に対する日本語教育の推進

- ・ 外国人児童生徒が学年相当の学力を身に付けるためには、学校外においても継続的に学習を支援する取組が必要であるが、日本に居住する外国人が日本語を学習するための機会を提供する公的制度は未だ構築されていないことから、国が学校外での日本語教育支援の取組の充実を図ることについて記述すべきである。

5. 教育政策推進のための基盤を整備する

目標（16）新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等

- ・ 測定指標候補の「小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮」「小中学校の教諭の1日当たりの事務時間（平均）の短縮」について、把握方法の検討に当たっては、学校に過度な負担が生じないように、慎重に検討をしていただきたい。

○ 教職員指導体制・指導環境の整備

- ・ 子どもの貧困に起因する学力課題の解消等、地域の実情に応じた様々な教育ニーズや指導の工夫に対応するための計画的な教職員の配置や専門スタッフの参画等が図られるよう、必要な措置を講じることを記述すべきである。

- ・ 平成29年の義務標準法改正に伴う定数改善を着実に実施するとともに、教職員定数の改善計画の策定や教育の質の向上につながる各種加配の在り方についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じることを記述すべきである。
- ・ 中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会での審議を踏まえ、追記を検討するに当たっては、これまで学校が担ってきた業務のうち、引き続き学校が担うべき業務はどうあるべきかについての考え方を明確にし、それに伴い必要な措置を講じることを記述すべきである。
- ・ 上記の措置を講じた上で、将来的に学校の特性を踏まえた勤務の在り方、勤務状況を踏まえた処遇の在り方について検討していくことを記述すべきである。
- ・ 教員の資質能力を向上させるため、「教育研究所や教育センター」の機能の充実について記述すべきである。また、目標（18）にも再掲すべきである。

○ これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上

- ・ 人材の確保に向けて、養成段階またはそれ以前からの教員志望者を増加させるための方策について記述すべきである。
- ・ 学校の人的・物的資源をマネジメントする必要から、ミドルリーダーの育成や、管理職の資質能力の向上に向けた方策について記述すべきである。

目標（18）安全・安心で質の高い教育研究環境の整備

- ・ 測定指標候補として、「公立学校施設の耐震化率を100%にする」という項目を追加していただきたい。

○ 安全・安心で質の高い学校施設等の整備の促進

- ・ 教育環境の質的向上の具体的な内容として、トイレの改修、空調設備の設置等環境改善のための施設改修などについても記述すべきである。

3 全体に対する提案

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組を一過性のものとしないう、次世代アスリートの育成のみではなく、努力の尊さやフェアプレーの精神、思いやりやボランティア精神、多様性を尊重する態度などを、大会のレガシーとして子供たちに継承させていくようなオリンピック・パラリンピック教育の推進について記述すべきである。
- ・ 地域文化の振興や文化財の活用については、学校教育及び生涯学習において、大変重要な施策であるので、内容の充実を検討すべきである。